

但し、委員の三分の一以上の要求ありたる時は委員長は直ちに委員会を召集すべきものとす。

第八條 委員は加盟各團體より二名以上五名を推薦し、その員数は委員会之を定む。

但委員出席不能の場合には委任又は書面に依る表決を認む
委員会の議事は出席委員の過半数を以て決す。

可否同数の時は議長之を決す。
委員会の議長は委員長之に當る。

第十條 委員の任期は一ケ年とす。
委員の欠員は當該團體より補充す。

補充されたる委員は前委員の残期を勤めるものとす。
第十一條 本會議の役員を委員長、書記長、會計、(常任委員)常任書記として大會にて選舉す。

第十二條 委員会は必要に應じて、組織部、調査部、教育部出版部、政治部等の部門を設け委員の中より部長又は部長を選任することを得。

第十三條 委員会は必要と認めたる時は政治、經濟等の諸問題の對策に關する調査確立及實現に盡すため特別委員を委員中より選任することを得。

第十四條 本會議は若干の顧問を置くことを得。
顧問は大會又は委員会に出席し審議に参加して、意見を開陳することを得。

を以て之に充つ。
本會議の事業の性質に依り、其の遂行上、豫定の經常費を超過する出費を要するときは適當の配當を以て加盟各團體へ追加支出を求むるものとす。

第二十一條 一旦、納入の加盟費は如何なることあるも之を返却せず。
第二十二條 本會議の豫算は會計に於てその原案を作製し、委員會の協賛を求むるものとす。

第二十三條 會計の決算は大會の承認を求むるものとす。
第二十四條 會計年度は一月一日より十二月三十一日までとす

第二十五條 委員長は重要な産業に起れる争議又は長期に亘る争議にして一般労働運動に重大なる影響を與ふるものと認めたる時又は加盟團體の要求に依りてその爲しつある争議に對し應援をなす必要ありと認めたる時は直ちにその對策を決定するため委員会を召集すべし。

但し原則として、争議の戦術方法及解決對策に就いては争議團の自主權を確保すると同時に應援の内容及程度に

日本労働組合門司支部
九州地方協議會
加盟團體とその陣容

二、日本海員組合門司支部
門司市祝町二丁目
支部長 飯島林太郎

日本労働組合會議
九州地方協議會
加盟團體とその陣容

一、日本港灣従業員組合門司支部
門司市祝町二丁目
支部長 飯島林太郎

二、本會議の名稱を汚損する行爲あるもの。
三、本會議の統制を乱すもの。
四、六ヶ月に亘りて故なく加盟費を納入せざるもの。

第二十九條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得
以上

第二十六條 新に本團體に加盟せんとする團體は必ぜ加盟團體の紹介を以て委員長へ加盟申込みをなすべし。委員長は新規加盟申込みを受けたる時は之を委員會へ附議し、その決定を以てその加盟を承認するものとす。

第二十七條 本會議を脱退せんとする團體は一ケ月以前にその旨を委員長へ届出すべし。
委員長は之の届出を委員會へ附議しその決定を求むべし

第二十八條 加盟團體にして左の一つに該當するものある時は之を除名す。
一、本規約第二條の規定の主義、方針に背反する言動をなすもの。
二、本會議の名稱を汚損する行爲あるもの。
三、本會議の統制を乱すもの。
四、六ヶ月に亘りて故なく加盟費を納入せざるもの。

第二十九條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得
以上

一、日本港灣従業員組合門司支部
門司市祝町二丁目
支部長 飯島林太郎

二、本會議の名稱を汚損する行爲あるもの。
三、本會議の統制を乱すもの。
四、六ヶ月に亘りて故なく加盟費を納入せざるもの。

第三十條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得
以上

一、日本港灣従業員組合門司支部
門司市祝町二丁目
支部長 飯島林太郎

二、本會議の名稱を汚損する行爲あるもの。
三、本會議の統制を乱すもの。
四、六ヶ月に亘りて故なく加盟費を納入せざるもの。